

# 教育映像等審査規程

(昭和二十九年文部省令第二十二号)

〔最近改正〕 平成十九・五・九・文部科学省令第十九号

(目的)

第一条 文部科学大臣は、映画その他の映像作品及び紙芝居(以下「映像作品等」という。)について、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、あわせて教育に利用される映像作品等の質的向上に寄与するため、この規程に基づいて審査を行う。

(申請)

第二条 映像作品等の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に審査を受けようとする映像作品等を記録した記録媒体を添えて、文部科学大臣に提出するものとする。

- 一 記録媒体の種類及び規格
- 二 題名(外国の映像作品等の場合は、原名を併記する。)
- 三 申請者の住所及び氏名又は名称(外国の映像作品等の場合は、国内における取扱者の住所及び氏名又は名称)

四 製作年月日

五 映像作品等の概要

2 審査を受けようとする映像作品等が映画である場合には、申請者は、その映画が七十ミリメートル映画 フィルムのものにあつてはその映写に要する施設を確保するとともにその経費を負担するものとし、三十五ミリメートル映画フィルムのものにあつてはフィルム百メートルごとに二百十円の映写手数料を納付するものとする。

3 前項の規定により納付した映写手数料は、いかなる場合においても返還しない。

(審査)

第三条 文部科学大臣は、前条の申請を受けたときは、学識経験者の意見を聴いて、審査を行うものとする。

(審査の基準)

第四条 審査は、申請された映像作品等のもつ教育上の価値を主とし、次に掲げる基準に従つて行う。

一 内容について

- イ 正確なものであるか。
- ロ 信頼できるものであるか。
- ハ 時代の進歩に應じているものであるか。
- ニ 心身の発達段階に應じて理解しうるものであるか。
- ホ 生活、経験及び興味に即しているものであるか。
- ヘ 経験領域を拡充し、豊かにするものであるか。
- ト 思考力及び批判力をかん養するものであるか。

チ 教養を高め、生活の向上に資するものであるか。  
リ 豊かな情操を養うものであるか。  
又 倫理性を高めるものであるか。

ル 学校教育用教材については、幼稚園教育要領又は学習指導要領に示されている教育課程に対する配慮がなされているか。

二 表現について

イ 意図しているものが表現されているか。

ロ 画面が鮮明であるか。

ハ 色彩が適切であるか。

ニ 用語が平易かつ妥当であるか。

ホ 解説に頼りすぎていないか。

ヘ 解説と画面の結合が適切であるか。

ト 録音が適切であるか。

チ 紙芝居にあつては、紙質及び印刷が適切であるか。

三 その他

操作が容易であるか。

第五条 映像作品等の審査にあつては、前条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項についても留意するものとする。

一 風教上好ましくないものではないか。

二 商業的又は政治的な宣伝意図の顕著なものではないか。

三 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすおそれのあるものではないか。

四 その他中正を欠く意図が感じられるものではないか。

(審査の結果)

第六条 審査の結果、第四条の基準に照して教育上価値が高く、かつ、前条各号について支障がないと認められたものは文部科学省選定とし、そのうち特にすぐれたものは文部科学省特別選定とする。

2 前項の文部科学省選定又は文部科学省特別選定は、その作品の内容に応じ、次に掲げる対象別の分類に従つて行う。

一 学校教育の教材とするものについては、幼稚園幼児向き、小学校低学年児童向き、小学校中学年児童向き、小学校高学年児童向き、中学校生徒向き又は高等学校生徒向きの別

二 社会教育の教材とするものについては、幼児向き、少年向き、青年向き又は成人向きの別

三 一般劇映画及び一般非劇映画については、幼児向き、少年向き、青年向き、成人向き又は家庭向きの別

第七条 映像作品等の審査を行った場合には、その結果を申請者に通知するものとする。

第八条 文部科学省選定又は文部科学省特別選定となつた映像作品等(以下「選定教育映像等」という。)については、内容及び利用上の注意等を付記して公表する。

2 前項の場合には、必要に応じ、その教科、学年及び学習指導要領に示されている内容項目等についても あわせて示すものとする。

第九条 選定教育映像等とされなかつた映像作品等については、審査の結果を公表しないものとする。

第十条 申請者は、選定教育映像等とされた映像作品等にその旨を表示する場合には、文部科学省選定又は 文部科学省特別選定の別、第六条第二項に規定する対象別、選定の年月日及び審査に係る記録媒体の種類（当該種別以外の種別の記録媒体により頒布する場合に限る。）を明示するものとする。

2 前項に規定する場合において、申請者が選定教育映像等とされた映像作品等を当該映像作品等以外の情報記録した記録媒体により頒布しようとするときは、文部科学大臣にその内容を申告し、第五条各号に掲げる事項について確認を受けるものとする。

（内容の変更）

第十一条 選定教育映像等とされた映像作品等の内容が変更された場合には、当該選定の効力は失われるものとする。

（選定の取消し）

第十二条 文部科学大臣は、選定教育映像等が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができる。

- 一 第四条の基準に照らして教育上価値が高いと認められなくなつたとき。
- 二 第五条各号のいずれかについて支障があると認められるとき。
- 三 その他文部科学大臣が特に必要があると認めるとき。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則 「昭和三二・一〇・一六・文部省令第一九号」

この省令は、公布の日から施行する。

附則 「昭和四七・三・二四・文部省令第七号」

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則 「昭和四八・三・二九・文部省令第一号」

1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に第二条の規定による廃止前の文部省試写室使用規程第四条の規定により教育映画等 審査規程の規定に基づく教育映画等の審査を受けるための試写室の使用料を納付した者は、第一条による 改正後の教育映画等審査規程第二条第二項に規定する映写手数料を納付したものとみなす。

附則 「平成元・三・二九・文部省令第九号」

この省令は、平成元年四月一日より施行する。

附則 「平成二・四・三・文部省令第九号」

この省令は、公布の日から施行する。

附則 「平成二・六・二十九・文部省令第二十一号」

この省令は、七月一日から施行する。

附則 「平成二・九・十一・文部省令第二十二号」

この省令は、公布の日から施行し、平成二年八月二十八日から適用する。

附則 「平成九・三・十八・文部省令第二号」

この省令は、四月一日から施行する。

附 則 〔平成十二・十・三十一・文部省令第五十三号〕

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

この省令は、公布日から施行する。

附 則 〔平成十七・四・一・文部科学省令第三十号〕

この省令は、公布日から施行する。

附 則 〔平成十九・五・九・文部科学省令第十九号〕